平成２４年（フ）第３１１号
静岡県浜松市中区広沢２丁目55番22―105号　メゾン・ヴァンベール広沢Ｂ棟
債務者　仲尾　康彦
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３１９号
静岡県浜松市南区頭陀寺町323番地の３　ハイツスバル302、前住所静岡県浜松市南区安松町3026番地
債務者　白木　　司
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３２０号
静岡県浜松市中区向宿２丁目33番８号　マンションかぐや姫202、前住所静岡県浜松市南区安松町3026番地
債務者　白木　芳子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１５７７号
横浜市鶴見区獅子ケ谷３丁目15番６号　メゾンフォレストＤ―101
債務者　宮内　一保
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５７８号
横浜市鶴見区獅子ケ谷３丁目15番６号　メゾンフォレストＤ―101
債務者　宮内　典子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６５３号
岡山市中区沢田77―１　藤和ハイタウン百間川206号、住民票上の住所岡山市南区新福１丁目17番15号
債務者　田原　尚子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６７２号
東京都羽村市富士見平１丁目13番地１第１中野マンション205
債務者　板取　妙子（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４０１号
静岡県焼津市田尻3168番地の39、旧住所静岡県焼津市田尻北1627番地の２
債務者　常葉　朗夫
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７８号
長崎県東彼杵郡波佐見町志折郷1903番地25
債務者　松岡美智栄
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１７１号
釧路市愛国西４丁目24番16号
債務者　白鳥　久子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１３４号
沖縄県沖縄市登川２丁目23番10号　オアシスショコラ102
債務者　岡澤　健一
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１４０号
沖縄県沖縄市南桃原４丁目11番６号
債務者　町田　武志
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１４１号
沖縄県沖縄市南桃原４丁目11番６号
債務者　町田　光子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１４４号
沖縄県うるま市石川山城147番地
債務者　山城　直秀
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１５０号
沖縄県沖縄市美里６丁目16番Ａ７―404号　美里団地
債務者　又吉　　亮
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部